

岩手県告示第507号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関の指定に係る事業所の名称及び所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和8年9月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称		所在地		
		変更前	変更後	変更前	変更後	
社会福祉法人軽米町社会福祉協議会	九戸郡軽米町大字上舘第1地割78番地1	訪問介護事業所 いちい	軽米町社協ヘルパーステーション	九戸郡軽米町大字軽米第3地割22番地7	九戸郡軽米町大字上舘第1地割78番地1	令和8年6月1日